

## 指定校変更及び区域外就学許可基準

児童生徒（園児）の通学区域については、中之条町立学校の通学区域に関する規則第2条により指定しているが、指定校変更申請及び区域外就学申請の許可基準を以下のように定める。

なお、区域外就学申請は、許可基準に該当し、児童生徒（園児）の住所地の教育委員会の同意が得られた場合、区域外就学を許可するものとする。

この基準は平成27年5月13日から適用する。

区分	許 可 基 準	添付書類	許可期間
1	心身の健康と安全確保のため、定期的に通院、治療を受けなければならない場合、又は緊急時の処置や対応がなされる医療機関が身近に必要と認められる場合	医師の診断書	必要とされる期間
2	いじめや不登校など学籍校において、本人の心身に多大な負担を与えている可能性がある場合		必要とされる期間
3	保護者が勤務の都合により、児童を通学区域外に預けたために、指定学校への通学が地理的理由により困難となる場合	在職証明書 誓約書	小学校卒業年度末
4	中学校第3学年又は、小学校第6学年に在籍する児童生徒が、通学区域外へ転居した場合	弟妹の場合、誓約書	年度末 弟妹は、学年末まで許可
5	学期途中で指定学校区外へ転居した場合	誓約書	学期末
6	現在の通学区域外に住宅を新築等のため、転居することが見込まれる場合	誓約書 建築確認通知書（写） 又は住宅売買・賃貸借契約書（写）	転居日
7	住宅資金借入れのため住所変更が生じ、転居前の通学区域の学校へ通学を希望する場合	誓約書 建築確認通知書（写） 又は住宅売買・賃貸借契約書（写）	
8	国公立学校等へ通学させる場合	入学許可書（写）	卒業年度末
9	その他、教育委員会が認める場合	教育委員会が必要と認める書類	年度末

※送迎は、保護者が責任を持って行う必要があるため、原則スクールバスの使用は認めない。

※部活動を理由とした申請は認めない。